

CAIF02-03

ASNITE公表用文書

認定スキーム文書 (ASNITE-C (NMI))

(第3版)

2020年月日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

目次

1. 認定スキームの名称及びスキームオーナー	3
2. プログラムの目的	3
3. サブプログラム (該当する場合)	3
4. プログラムの運用開始日	3
5. プログラムが対象とする適合性評価機関の種類	3
6. 認定要求事項	3
7. 認定の対象となる適合性評価機関が遵守すべき事項	4
8. 認定プログラムを実施するにあたり、IAJapan が遵守する事項	4
9. 認定スキームを審議する委員会	4
10. 認定の対象とする範囲	4
11. 認定周期	4
12. 審査の種類	5
13. 審査に用いる技法	5
14. 審査に関すること	5
14.1 審査員及び技術専門家の役割	5
14.2 守秘義務	6
14.3 審査チームの編成	6
14.4 審査員数及び現地審査日数	6
14.5 審査プロセス	7
15. 認定に関すること	7
15.1 認定手数料	7
15.2 認定の決定者 (審査報告書のレビューの実施及び認定の決定者)	7
15.3 認定の授与の承認者	7
15.4 認定通知の方法	7
15.5 認定情報の公表	7
15.6 認定の一時停止、取り消し	8
15.7 認定シンボルの使用制限等	8
16 苦情又は意義申立て	8

認定スキーム文書 (ASNITE-C(NMI))

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター (以下「IAJapan」という。) は、ISO/IEC 17011 箇条 4.6.1 がその作成及び文書化を求める認定スキームについて、以下のとおり定める

1. 認定スキームの名称及びスキームオーナー

認定スキームの名称は、「製品評価技術基盤機構認定制度 (以下「ASNITE」という。) 校正事業者 (国家計量標準機関) 認定プログラム (以下、「ASNITE-C(NMI)認定プログラム」という)」とする。

スキームオーナーは IAJapan である。

2. プログラムの目的

本プログラムは、国家計量標準機関等のプロセス及びマネジメントシステム等が適切であり、当該マネジメントシステムのもとで適切に運営できるかを審査し、認定することを目的とする。

ASNITE-C(NMI)認定プログラムの事業者は ILAC (International Laboratory Accreditation Cooperation: 国際試験所認定協力機構) 及び APAC (Asia Pacific Accreditation Cooperation: アジア太平洋認定協力機構)の相互承認取決の要求事項に従う必要がある。

3. サブプログラム (該当する場合)

該当なし

4. プログラムの運用開始日

2002 年 (平成 14 年) 4 月 1 日

5. プログラムが対象とする適合性評価機関の種類

国家計量標準機関等の校正機関

6. 認定要求事項

認定の対象とする適合性評価機関の認定には、以下の要求事項を適用する。

(1)国際規格

ISO/IEC 17025

(2)適用する IAJapan 方針文書、手順書等

①ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項 (CARP21)

- ②IAJapan 測定トレーサビリティに関する方針(URP23)
- ③IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)
- (3)適用する国際機関 (ILAC) 文書
 - ILAC_P 9 (ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities)
 - ILAC_P10 (ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)
 - ILAC_P14 (ILAC Policy for Uncertainty in Calibration)
- (4)適用する地域機関 (APAC) 文書
 - 特になし

7. 認定の対象となる適合性評価機関が遵守すべき事項

- ①「適合性評価機関の権利及び義務 (UIF02)」に定める事項
- ②「ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項 (CARP21)」に定める事項
 - なお、申請時に提出を要請する「誓約書」及び「認定契約書」については、「ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き (CARP22)」付録を参照。これらの文書は、IAJapan WEB サイトで公表する。

8. 認定プログラムを実施するにあたり、IAJapan が遵守する事項

「認定機関の権利及び義務 (UIF01)」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

9. 認定スキームを審議する委員会

- (1)委員会名称
 - 校正事業者技術委員会
 - 必要な場合、認定スキーム文書 (JCSS 認定) の 9 項に掲げる分科会
- (2) 委員会委員の構成
 - スキームオーナー、有識者、直接的利害関係者 (認定事業者)、間接的利害関係者 (ASNITE-C (NMI) 認定の対象となる校正サービスを利用する関係者) 等により構成

10. 認定の対象とする範囲

認定を申請する者は、申請時に事業所ごとに認定の対象となる事業の範囲を特定しなくてはならない。

認定の対象となる事業の範囲は、国際度量衡委員会 相互承認取り決め (CIPM-MRA) に基づく KCDB に登録又は登録を予定している範囲、及び関連する範囲とする。

11. 認定周期

認定周期は 5 年とする。

12. 審査の種類

(1) 初回認定審査

申請者からの ASNITE 認定申請に基づき実施する初回の審査。書類審査及び現地審査を実施する。

(2) 認定維持審査

認定要求事項への継続的な確認のため、認定周期 5 年以内に、原則、2 年を超えない期間で実施する審査。具体的な周期は次のとおり。

- ①初回認定審査の現地審査の最終日から 12 ヶ月以内に実施する審査。
- ②直近の再認定審査若しくは認定維持審査の現地審査の初日から 24 ヶ月以内に実施する審査。

(3) 再認定審査

認定周期 5 年毎に実施する審査。書類審査及び現地審査を実施するが、現地審査は前回の認定維持審査の現地審査の初日から 24 ヶ月以内に実施する。

(4) 区分追加審査 (範囲拡大審査)

認定申請に基づき実施する既認定範囲を拡大するために実施する審査。書類審査及び現地審査を実施する。

(5) 臨時審査

認定要求事項への適合に疑義が生じた場合など、IAJapan の判断により認定維持審査とは別に臨時に実施する。

なお、これらの審査は CIPM-MRA に対応したピアレビューと合同審査となることがある。

13. 審査に用いる技法

(1) 書類審査

- ①申請書類の確認 (6.で定める認定要求事項の確認)
- ②質問/回答の要求

(2) 現地審査/遠隔審査

- ①書類審査に基づく現地確認
- ②記録の確認
- ③質問/回答の内容確認
- ④関係者へのインタビュー
- ⑤立会校正の実施

14. 審査に関すること

14.1 審査員及び技術専門家の役割

審査員は、認定の一般要求事項、関係要求事項等の基準に基づく審査の全般を担当する。技術専門家は、申請又は認定された範囲の適合性評価業務の技術的能力について IAJapan 及び審査

員に対して助言を行う。

審査員及び技術専門家（以下「審査員等」という。）は、申請事業者又は認定事業者に対してコンサルタント業務を提供しない。

また、技術専門家は IAJapan により力量が確認された者若しくは申請事業者又は認定事業者の加盟する地域計量機関により力量が確認された者（ピアレビューア）が担当する。

14.2 守秘義務

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等に対して、機密保持を含む倫理については、「IAJapan 審査員・技術専門家サービス要領 (URP01S04)」を適用し、遵守させる。

14.3 審査チームの編成

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等の職歴、利害関係を確認し、審査チームを編成する。

審査チームを編成した場合は、申請事業者又は認定事業者に対して審査員等についての利害対立による異議又は技術的な理由に基づく異議申立ての手段を確保する。

IAJapan は、申請範囲又は認定範囲の審査の種類に応じた必要な人数の審査員等により審査チームを編成する。その際、申請範囲又は認定範囲と審査員の技術専門性を考慮し、審査チームに技術専門家が必要と判断した場合に、必要な人数の技術専門家を加える。

IAJapan は、審査チームに編成された審査員のうち 1 名を審査チームリーダーに指名する。

14.4 審査員数及び現地審査日数

(1) 初回認定審査

審査員数 2 名及び現地審査日数 2 日間を基本とし、認定申請にかかる区分数及び技術等に応じて、必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

(2) 認定維持審査

審査員数 1 名及び現地審査日数 2 日間を基本とし、既認定の区分数及び技術等に応じて、必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

(3) 再認定審査

初回認定審査と同様とする。

(4) 区分追加審査（範囲拡大審査）

審査員 1 名及び現地審査日数 2 日間を基本とし、認定申請に係る区分数及び技術等に応じて、必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

(5) 臨時審査

認定維持審査と同様とすることを原則とするが、既認定の区分数、校正等の技術ならびにその他の審査項目によって必要となる審査員数及び現地審査日数の増減があり得る。

14.5 審査プロセス

審査プロセスについては、「ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き (CARP22)」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

15. 認定に関すること

15.1 認定手数料

審査別の手数料の算出については「認定業務に係る手数料規程」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

審査手数料は申請受理後に機構からの請求書に基づき支払うものとし、手続きの詳細は「ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き (CARP22)」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

なお、申請事業者又は認定事業者との間で覚書等を取り交わしている場合は、その覚書等の内容による。

15.2 認定の決定者 (審査報告書のレビューの実施及び認定の決定者)

国家計量標準機関等 (NMI) 評定委員会又は IAJapan ボード

15.3 認定の授与の承認者

IAJapan 所長

15.4 認定通知の方法

認定された場合は、IAJapan 所長名による「認定証」を交付する。

認定証に記載する事項は、「ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き (CARP22)」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

15.5 認定情報の公表

(1)IAJapan WEB サイトで公表する認定情報は次のとおり。

- ①IAJapanの識別及びロゴ
- ②認定事業者の法人名
- ③認定範囲
- ④認定事業者の認定された事業所名及び所在地
- ⑤認定識別
- ⑥認定日
- ⑦適合性の記述、ISO/IEC 17025又はその他の規準文書への論及

なお、(1)③の認定範囲に以下の情報を含める。

以下で表された校正測定能力 (CMC)

- ① 測定量
- ② 校正方法又は校正手順及び校正される計量器等の種類
- ③ 該当する場合、測定範囲及び追加的パラメータ。例えば、印加電圧の周波数
- ④ 測定の不確かさ

15.6 認定の一時停止、取り消し

認定の一時停止、取り消しについては、「ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項 (CARP21)」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

IAJapan は、認定の一時停止又は取り消しを行った場合は、IAJapan WEB サイトにその旨を公表する。

15.7 認定シンボルの使用制限等

認定シンボルのライセンス付与に関する事項は、「ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項 (CARP21)」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

16 苦情又は意義申立て

認定に係る苦情又は異議申立てについては、「ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き (CARP22)」に定め、IAJapan WEB サイトで公表する。

以上

※主な改正箇所には下線を引いています。

附則

この文書は平成 30 年 7 月 10 日から適用する。

附則

この文書は 2019 年 1 月 1 日から適用する。

附則

この文書は 2020 年月日から適用する。